

山形県認知症施策推進計画におけるフレームの検討

- 政府が策定予定の「認知症施策推進基本計画」及び現行の「山形県認知症施策推進行動計画」の構成を踏まえ、**3つの柱9つの施策**による構成とする。
 - I 認知症の正しい理解の推進 **「県民」 本人と家族による情報発信、早期診断・重症化予防の啓発も含めた総合的な啓発**
 - II 医療と介護分野の対応力強化 **「医療介護」 新設する認知症サポート医フォローアップ研修や介護人材の確保による対応力の強化**
 - III 認知症の人と家族にやさしい共生地域づくり **「地域」 ピアサポート活動の推進や見守り、意思決定支援などによる本人と家族への支援**
- 「認知症施策推進基本計画」において「認知症の予防」が啓発や研究開発等の記載内容とされたこと、誤解を与える表現につながる可能性があることから、
 - ① 発症予防（一次予防）、② 早期診断（二次予防）、③ 重症化予防（三次予防）の3つに分解した上で、それぞれの柱に含める取扱いとする。
- 政府及び民間企業の取組みが主となるものに関しては、フレームに反映しない取扱いとする。

